

様式第1号（第3条関係）

玉城町保健福祉会館使用許可申請書

年 月 日

玉城町長 宛

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電 話

玉城町保健福祉会館を使用したいので、玉城町保健福祉会館の管理及び運営に関する規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用目的		
使用期日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
使用時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 (時間)	
他に使用する室	保健福祉会館 集団検診室・栄養指導室 娯楽教養室・相談室 研修室1・研修室2	附属設備等
	ふれあいホール 会議室	
使用人員	人	
使用責任者	住 所	
	氏 名	TEL ー

- 備考 1. 使用許可申請書は、使用日前90日から使用日前3日前までに提出すること。
2. 使用時間は、原則として、午前9時から午後10時までとする。

(裏面)

玉城町保健福祉会館

No.	使用日	使用する部屋	使用時間	特記事項
1	月 日 ()	集団検診室・栄養指導室・娯楽教養室 相談室・研修1・研修2 会議室	午前 午後 ~ 午前 午後	
2	月 日 ()	集団検診室・栄養指導室・娯楽教養室 相談室・研修1・研修2 会議室	午前 午後 ~ 午前 午後	
3	月 日 ()	集団検診室・栄養指導室・娯楽教養室 相談室・研修1・研修2 会議室	午前 午後 ~ 午前 午後	
4	月 日 ()	集団検診室・栄養指導室・娯楽教養室 相談室・研修1・研修2 会議室	午前 午後 ~ 午前 午後	
5	月 日 ()	集団検診室・栄養指導室・娯楽教養室 相談室・研修1・研修2 会議室	午前 午後 ~ 午前 午後	
6	月 日 ()	集団検診室・栄養指導室・娯楽教養室 相談室・研修1・研修2 会議室	午前 午後 ~ 午前 午後	
7	月 日 ()	集団検診室・栄養指導室・娯楽教養室 相談室・研修1・研修2 会議室	午前 午後 ~ 午前 午後	
8	月 日 ()	集団検診室・栄養指導室・娯楽教養室 相談室・研修1・研修2 会議室	午前 午後 ~ 午前 午後	
9	月 日 ()	集団検診室・栄養指導室・娯楽教養室 相談室・研修1・研修2 会議室	午前 午後 ~ 午前 午後	
10	月 日 ()	集団検診室・栄養指導室・娯楽教養室 相談室・研修1・研修2 会議室	午前 午後 ~ 午前 午後	

備考 使用が連日に及ぶ場合又は当該月において複数日の場合に使用すること。